

横浜市行政不服審査会答申
(第105号)

令和3年7月20日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「令和2年7月22日付け施設等利用給付認定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市港北区長（以下「処分庁」という。）が令和2年7月22日付けでした施設等利用給付認定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が、緊急事態宣言等があったことなどから、本件処分の有効期間の開始日を令和2年7月21日から令和2年4月1日に訂正するよう求めた事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 実施機関の決定内容は、緊急事態宣言や内閣府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」）に基づく、外出自粛や在宅勤務要請等を考慮すべきである。
- (2) 緊急事態宣言期間中やその後の在宅勤務要請時に、「給付認定申請書」提出時の添付書類「就労証明書」に雇用主の押印を取得することは物理的に難しく、給付認定の有効期間については柔軟に対応すべきである。
- (3) 以上より、本件処分の有効期間の開始日は、令和2年4月1日に訂正されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

横浜市における施設等利用給付認定の実施については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4及び法第30条の6の規定に基づく子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第28条の5並びに横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱（平成26年10月10日制定こ企第580号。以下「要綱」という。）に基づく横浜市給付認定及び利用調整事務取扱要領（平成26年10月14日制定こ企第581号。以下「要領」という。）第5条第3項に基づいて行っている。

本件処分は、審査請求人から提出された要綱第2条第1項で定められた「給付認定申請書」の提出を受け、同条第2項に基づき保護者に通知している。

本件処分の有効期間の開始日については、要領第5条第3項のとおり、審

査請求人の申請日が令和2年7月21日であることから適切である。

したがって、本件処分には違法又は不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件で適用される法令について

ア 本件で問題となる施設等利用給付認定の有効期間については、法第30条の6が「施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する」と定めている。これを受け、規則第28条の5は、施設等利用給付認定を受ける子どもの区分に応じ有効期間を定めるところ、その有効期間の始期については、同条第2号から第5号までは、同条第1号に定める期間を準用している。

そこで、同条第1号をみると、有効期間の始期について、「施設等利用給付認定が効力を生じた日又は当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が法第30条の5第1項の規定による申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けた日のいずれか早い日（以下「認定起算日」という。）から当該施設等利用給付認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間」と定めている。

イ 本件では、有効期間の始期について、上記「施設等利用給付認定が効力を生じた日」が、施設等利用給付の認定申請があった日より前に遡及できるかが問題となる。

法第1条は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的とし、法第3条第1項第2号は、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を行うことを明記し、具体的には、施設等利用給付を定めている。

このような法の目的や市町村の責務に鑑みれば、施設等利用給付の対象は広くなされることが望ましいものの、現金給付や利用給付等の福祉支援

事業において、法令にて支援の給付要件、支給の始期及び終期、支給額等の条件が定められた場合には、当該諸条件を満たすことが前提と考えられる。

法第 30 条の 5 第 1 項は、施設等利用給付認定を受けるためには、同項に定める保護者は「認定を申請」しなければならないと定められており、法第 30 条の 4 に定める支給要件を満たす小学校就学前子どもがいることだけをもって、当然に施設等利用給付がされるとは定めていない。また、前記のとおり、規則第 28 条の 5 第 1 号も、「認定が効力を生じた日」と「申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日」「のいずれか早い日」を比較しているものの、「認定が効力を生じた日」を申請がないものの支給要件を満たしている日とで比較をしていない。さらに、施設等利用給付の有効期間について、遡及適用ができるとすると、申請がない状態のまま時間が経過した場合、いつまで遡及できるのか明らかではなく、それらの定めもなく遡及適用を認めることは、施設等利用給付が効率的かつ円滑に行われるものとは言い難いものである。

ウ 次に、法第 30 条の 6 を受けた規則第 28 条の 5 第 6 号は、「法第 30 条の 4 第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が第 1 条の 5 第 9 号又は第 10 号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 当該事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間」と定めている。規則第 28 条の 5 第 6 号は、同条第 1 号を準用していないものの、法第 30 条の 4 に定める支給要件を満たす小学校就学前子どもがいることだけをもって、当然に施設等利用給付がされるとは定めていないこと及び遡及適用ができるとすると、いつまで遡及適用できるかが明らかではなく、これを認めた場合施設等利用給付が効率的かつ円滑に行われるものとは言い難いことは、前記イにおいて規則第 28 条の 5 第 1 号について述べたところと同様であり、この趣旨の範囲内で期間を定めることを市町村に委ねる趣旨であると解される。

エ そこで、施設等利用給付認定の有効期間について、横浜市では、要綱及び要綱第 6 条の委任を受けた要領で規定している。そして、要領第 5 条第 3 項において、施設等利用給付認定の効力発生日については、「申請のあった日以降で区長が認めた日とする。なお、横浜市への転入に伴い、住民基本台帳法第 22 条に定められた期間内に、同法に定める転入の届出及び要綱第 2 条に定める認定申請がされた場合は、転入届に記載されている転入をした年月日を認定申請における申請日とみなすものとする。」と定めている。

要領第5条第3項の効力発生日の取扱いについては、「申請のあった日以降」として、認定申請があった日より前に遡及することを予定していないところ、前記イ及びウのとおり、規則第28条の5の規定を見ても、認定申請がされる以前に認定の効力が生じることは規定されていないことによれば、要綱及び要領は法の規定の範囲を超える定めであるとは認められない。

オ 以上述べたことによれば、施設等利用給付認定については、施設等利用給付認定保護者の申請に基づき、認定申請があった日以降で認定されるものであり、認定申請があった日より前に遡及適用されるものではない。

本件では、審査請求人は、令和2年7月21日に、施設等利用給付認定の申請を行い、処分庁は同月22日付けで、法第30条の4第2号に該当するとして本件処分を行っていることによれば、本件処分には違法又は不当な点は見当たらない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、緊急事態宣言が発令されていたことやその後の在宅勤務要請時において、「給付認定申請書」提出時の添付書類「就労証明書」の取得は物理的に困難であり、施設等利用給付認定の有効期間については柔軟に対応すべきであるなどと述べる。

この点、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（以下「対処方針」という。）によれば、新型コロナウイルス感染症のための対策の中で、「まん延防止」の措置として、「外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）」が掲げられたこと、「職場への出勤等」についても、特定警戒都道府県は事業者に対して、在宅勤務などへ働き掛ける取組みが掲げられたこと、また、緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等として、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまでの期間、一定の移行措置が設けられたことが掲げられたことは認められる。

そのため、確かに、未曾有の緊急事態宣言の発令やその後の「新しい生活様式」への移行などにより、それ以前の場合と比べて、事業主から「就労証明書」の取得に困難が生じた可能性はないとはいえない。

しかしながら、上記対処方針は掲げられながらも、法及び規則改正などはされていないこと、要綱及び要領等における施設等利用給付認定の有効期間について、国からもその取扱いの変更を求められることがわれないことに鑑みれば、審査請求人の主張を勘案したとしても、施設等利用給付認定の有効期間の取扱いを変更しなかった処分庁の本件処分について、これを変更し、又は取り消すほどの違法又は不当な点があるとは認められ

ない。

(3) 結語

以上のとおりであるので、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点はなく、審査請求人の請求には理由がない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年11月16日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年12月7日	・ 弁明書等の受理
令和2年12月14日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年1月6日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和3年6月2日	・ 審理手続の終結
令和3年6月8日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年6月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年7月20日	・ 調査審議